

先進医療として実施されている技術の保険導入等に係る検討方法について（案）

1. 背景

- 平成 30 年度診療報酬改定より、先進医療として実施されている新規医療技術の保険導入に係る検討については、先進医療会議において科学的根拠等に基づく保険導入の適切性に係る評価を取りまとめ、その評価結果を医療技術評価分科会（以下「医技評」という。）に報告し、医技評において他の医療技術とともに網羅的に保険導入の妥当性等について検討することとなった。
- 平成 30 年度診療報酬改定における答申書附帯意見において、先進医療を含む新規医療技術の評価の在り方について、医技評と先進医療会議との連携・役割分担を含め、引き続き検討が必要とされたことを踏まえ、令和 2 年度及び令和 4 年度診療報酬改定では、以下の対応を行った。
 - ・ 先進医療会議において科学的根拠等に基づく保険導入の適切性に係る評価を取りまとめ、先進医療会議からの指摘事項や評価担当者の主だった参考意見等も含め、可能な限り詳細に医技評へ報告する。
 - ・ 先進医療会議での評価に係る一連の日程を、平成 30 年度診療報酬改定時のスケジュールに比べて 1 ヶ月程度早める対応とする。

2. 令和 6 年度診療報酬改定における対応方針（案）

- 令和 2 年度及び令和 4 年度診療報酬改定と同様、以下の対応とすることとしてはどうか。
 - ・ 先進医療会議において科学的根拠等に基づく保険導入の適切性に係る評価を取りまとめ、先進医療会議からの指摘事項や評価担当者の主だった参考意見等も含め、可能な限り詳細に医技評へ報告する。
 - ・ 先進医療会議での評価に係る一連の日程を、平成 30 年度診療報酬改定時のスケジュールに比べて 1 ヶ月程度早める対応とする。
- 先進医療として有効性・安全性に係るエビデンスを集積するにあたっては、時間経過とともに、各分野におけるそれぞれの技術に関わる類似技術等の取扱いや関連するガイドラインの記載状況等も変化する可能性があることから、先進医療 A の施設基準の見直しに係る資料等については、先進医療の知見が蓄積されていると考えられる、先進医療会議に新規技術を申請し「適」と通知された保険医療機関（※ 1）から、別紙 3 の様式を用いてエビデンスに基づいた提案書を求めることとしてはどうか。

※ 1 何らかの理由により届出書を既に取り下げている場合には、当該医療機関に代わり科学的根拠を集積している保険医療機関を指す。